

横浜市庁舎駐車場条例施行規則(平成21年規則第60号)の一部改正(令和9年4月1日施行予定)新旧対照表

※改正案に記載の表記は、改正の公布までに規定の趣旨が変わらない範囲で修正される可能性があります。

現行	改正後(案)
(駐車することができる車両) 第3条 (第1項及び第2項省略) 3 指定管理者(<u>横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場にあっては、市長。第6条第3項及び第8条第7号において同じ。</u>)は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、前2項の規定により駐車することができる車両以外の車両を駐車させることができる。 (利用料金の減免) 第7条 条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。 (第1号省略) (2) 区役所(区総合庁舎(<u>横浜市瀬谷区総合庁舎を除く。</u>))内に設置されている市の事業所及び県税事務所(神奈川県行政機関設置条例(昭和31年神奈川県条例第31号)第3条に規定する県税事務所をいう。)を含み、公会堂等を除く。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が区総合庁舎駐車場等(<u>横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。以下同じ。</u>)を利用する場合 駐車時間1時間までの利用料金の全額 (第3号及び第4号省略) (5) 公会堂(<u>横浜市瀬谷公会堂を除く。</u>)、スポーツ施設又は区民文化センターの利用の許可を受けようとする者がこれらの許可の申請をするために区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間30分までの利用料金の全額 (第6号省略) (7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第	(駐車することができる車両) 第3条 (第1項及び第2項省略) 3 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、前2項の規定により駐車することができる車両以外の車両を駐車させることができる。 (利用料金の減免) 第7条 条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。 (第1号省略) (2) 区役所(区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所(神奈川県行政機関設置条例(昭和31年神奈川県条例第31号)第3条に規定する県税事務所をいう。)を含み、公会堂等を除く。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間1時間までの利用料金の全額 (第3号及び第4号省略) (5) 公会堂、スポーツ施設又は区民文化センターの利用の許可を受けようとする者がこれらの許可の申請をするために区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間30分までの利用料金の全額 (第6号省略) (7) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第

37号) 第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等(横浜市瀬谷公会堂を除く。以下同じ。)を利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(使用料)

第7条の2 条例第9条の2第1項の規定による横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条の3 条例第9条の2第2項において準用する条例第8条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する使用料の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 横浜市瀬谷区役所(横浜市瀬谷区総合庁舎内に設置されている市の事業所を含み、横浜市瀬谷公会堂を除く。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 駐車時間1時間までの使用料の全額

(2) 横浜市瀬谷区役所において実施する乳幼児健康診査又は集団予防接種を受ける者及びこれらの者の保護者が横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 当該乳幼児健康診査又は集団予防接種を終えるまでの駐車時間の使用料の全額

(3) 市が開催する会議の出席者(市の依頼を受けて出席する者に限る。)が横浜市瀬谷区役所に来庁するときに横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 当該会議に出席していた間の駐車時間の使用料の全額

(4) 横浜市瀬谷公会堂の利用の許可を受けよう

37号) 第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等を利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(削除)

(削除)

とする者が当該許可の申請をするために横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 駐車時間30分までの使用料の全額

(5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定する来庁者又は横浜市瀬谷公会堂を利用する者が横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は横浜市瀬谷公会堂の利用を終えるまでの駐車時間の使用料の全額

(6) 市長が別に定める低公害車を駐車する者のうち第1号に規定する来庁者又は横浜市瀬谷公会堂を利用する者が横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は横浜市瀬谷公会堂の利用を終えるまでの駐車時間の使用料の全額

(7) 前各号に規定するもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額

2 第7条第2項及び第3項の規定は、使用料について準用する。この場合において、同条第3項中「同項第2号、第5号又は第6号に規定する場合の2以上に該当する場合」とあるのは「同項第1号及び第4号に規定する場合に該当するとき」と、「最も多くなるもの」とあるのは「多くなるもの」と読み替えるものとする。

(利用者又は使用者の遵守事項)

第8条 駐車場を利用し、又は使用する者は、道路交通関係法令の例によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(第1号から第7号省略)

(利用者の遵守事項)

第8条 駐車場を利用する者は、道路交通関係法令の例によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(第1号から第7号省略)

現行			改正後（案）
<u>別表（第7条の2）</u>			(削除)
<u>使用料の区分</u>	<u>適用駐車時間</u>	<u>使用料の額</u>	
<u>一般料金</u>	<u>午前8時15分から午後10時30分まで</u>	<u>30分までごとに150円</u>	
<u>夜間料金</u>	<u>午前零時から午前8時15分まで及び午後10時30分から午後12時まで</u>	<u>60分までごとに100円</u>	
<u>休日割引料金</u>	<u>休日の午前零時から午後12時まで</u>	<u>休日の午前零時から午前8時15分まで及び午後10時30分から午後12時までにあっては60分までごとに100円とし、休日の午前8時15分から午後10時30分までにあっては30分までごとに150円とし、1回の使用につきこれらの合計額が800円を超えるときは、800円</u>	
<u>(備考)</u>			
<u>1 一般料金に係る適用駐車時間から夜間料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、一般料金に係る適用駐車時間の区分（この表の一般料金に係る使用料の額の欄に規定する時間までをいう。）が午後10時30分の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、一般料金を適用する。</u>			
<u>2 夜間料金に係る適用駐車時間から一般料金に係る適用駐車時間に連続して駐車する場合において、夜間料金に係る適用駐車時間の区分（この表の夜間料金に係る使用料の額の欄に規定する時間までをいう。）が午前8時15分の時点において終了しないときは、同表の規定にかかわらず、当該区分が終了するまでは、夜間料金を適用する。</u>			
<u>3 「休日」とは、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する横浜市の休日をいう。</u>			

<u>4 「1回の使用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において連続して駐車することをいい、 2日以上にわたって連続して駐車する場合は、各日の駐車を「1回の使用」とみなすものとする。</u>	
--	--